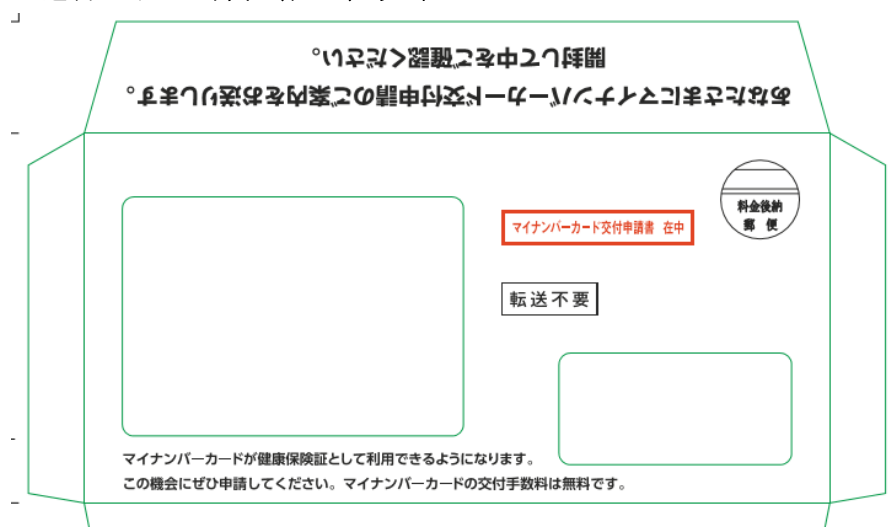


マイナンバーカード未取得者への交付申請書送付について

マイナンバーカード未取得者へ、国の機関である地方公共団体情報システム機構（J-LIS）からカードの交付申請書が令和2年12月末日から順次送付されています。

マイナンバーカードの申請は役場税務町民課でも受け付けております。

○送付される封筒（白色）見本



○申請の方法

方法① 役場税務町民課窓口にて写真撮影を行い申請する。

持ち物：マイナンバー通知カード、免許証など身分証明書（写真なしの場合は2点必要）

方法② 封筒に同封されている、個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行更新申請書に写真を貼り、郵送で申請する。

方法③ 封筒に同封されている、個人番号カード交付申請書 兼 電子証明書発行更新申請書の右下オンライン申請用QRコードを読み取って、スマートフォンなどから申請する。

※3週間程度で申請者ご本人に役場窓口にてカードを交付します。

①で申請した場合、本人限定郵便でお受け取りも可能です。

○申請書送付対象外の方

(1) 令和2年10月31日時点で75歳以上の方

(2) 乳児、国外転入者等、令和2年中に出生、転入等により、QRコード付き申請書が添付された個人番号通知書又は通知カードの送付を受けた方

※既にカードの交付を受けた方、及び現在申請中の方へ行き違いで申請書が届く場合があります。